

令和元年 No.15

○国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する
規程

改正理由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年11月13日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年11月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和元年規程第12号

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1) <u>未成年者</u></p> <p>(2) <u>精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(4) <u>禁錮以上の刑に処せられ、又は独立行政法人個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(5) <u>第71条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(6) <u>行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(7) <u>法人その他の団体であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>[省略]</p> <p>第1号様式～第22号様式 [省略]</p> <p>第23号様式（第62条第2項関係） [省略]</p> <p>8 用紙の大きさ <u>日本産業規格A4サイズとしてください。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1) <u>未成年者、成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3) <u>禁錮以上の刑に処せられ、又は独立行政法人個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>第71条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(5) <u>行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(6) <u>法人その他の団体であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>[省略]</p> <p>第1号様式～第22号様式 [省略]</p> <p>第23号様式（第62条第2項関係） [省略]</p> <p>8 用紙の大きさ <u>日本工業規格A4サイズとしてください。</u></p>

〔省略〕

第24号様式（第62条第3項関係）

〔省略〕

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4サイズとしてください。

〔省略〕

第25号様式（第62条第3項関係）

〔省略〕

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4サイズとしてください。

第26号様式～第29号様式 〔省略〕

第30号様式（第65条第3項関係）

〔省略〕

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4サイズとしてください。

〔省略〕

第31号様式（第66条関係）

〔省略〕

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4サイズとしてください。

〔省略〕

第32号様式（第69条第1項関係）

〔省略〕

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4サイズとしてください。

〔省略〕

第33号様式・第34号様式 〔省略〕

附 則

この規程は、令和元年11月14日から施行し、令和元年9月14日から適用する。ただし、第23号様式から第25号様式及び第30号様式から第32号様式に係る改正部分は、令和元年7月1日から適用する。

〔省略〕

第24号様式（第62条第3項関係）

〔省略〕

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

〔省略〕

第25号様式（第62条第3項関係）

〔省略〕

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

第26号様式～第29号様式 〔省略〕

第30号様式（第65条第3項関係）

〔省略〕

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

〔省略〕

第31号様式（第66条関係）

〔省略〕

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

〔省略〕

第32号様式（第69条第1項関係）

〔省略〕

7 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

〔省略〕

第33号様式・第34号様式 〔省略〕